

# 監査報告書

令和6年5月14日

学校法人 滝川学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 滝川学園

監事 鈴木 敏則 ㊞

監事 後藤 正吉 ㊞

私たちは、学校法人滝川学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人滝川学園寄付行為第14条に基づき、同学校法人の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における学校法人の業務、財産の状況、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）、財産目録ならびに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、公認会計士細川貴久子氏より私立学校振興助成法第14条3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行ならびに理事の業務執行は適切であり、財産目録及び計算書類は、会計帳簿の記載と合致し法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する事実はないものと認めます。

法人としては短期大学の収支状況が法人全体の財務状況に影響を与えていることから対策を要望する。

以上